



## ネットの危険から 子どもを守ろう

スマートフォンの普及によって、インターネットはますます私たちの生活に身近になりました。インターネット上には、子どもたちにとって役立つ情報がたくさんあります。一方で、有害情報サイトにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが絶えません。そこで、保護者ができるトラブル防止の3つのポイントを紹介します。

### ①ペアレンタルコントロールを 活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは、子どものスマートフォンなどの使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする機能です。例えば、子どもがスマートフォンなどでゲームをする場合、保護者のスマートフォンで、子どもの日々の使用状況を確認したり、ゲームをする時間の長

さや時間帯の調整、課金の制限などを行ったりすることができます。子どもの使用状況に応じてうまく活用しましょう。

### ②フィルタリングを 賢く利用しましょう

フィルタリングとは、子どもがスマートフォンなどを利用する際に、有害情報へのアクセスを制限する機能です。例えば、うっかり、あるいは故意に危険なサイトにアクセスしないようにコントロールしてくれます。それによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子どもが閲覧できないようにします。

### ③家庭のルールを

#### 子どもと一緒に作りましょう

子どもが、スマートフォンなどで上手にインターネットを活用できるようにするために、家庭のルールを作りましょう。ルール作りは保護者が一方的に押しつけるのではなく、子どもと一緒にやって、利用目的や利用場所・時間帯を話し合って決めることが大事です。また、そのルールは、成長とともに少しずつ変えていく必要があります。

次代を担う大切な子どもたちがトラブルに巻き込まれないように、インターネットの利用状況を家庭で再確認し、子どもたちをリスクから守りましょう。



## 12月3日金～9日木は 障害者週間です

障害者週間とは、障がい者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障がい」は、その人の体や心にある「機能の障がい」と「社会的障壁」の両方で作り出されています。障がいを正しく理解し、日常生活や社会活動のなかでサポートすることで、障がいのある人たちの社会参加の機会が広がります。一人ひとりが障がいに関しての知識を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが大切です。

芦屋町では障害者週間にあわせて、芦屋町図書館内に関連図書コーナーを設置し、障がいに関する啓発を行います。

※社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなるような、制度や偏見などです。

## 芦屋町障がい者差別解消条例を 知っていますか

この条例は、平成28年に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し、支え合いながら暮らせる町になることを目指して、平成31年3月に制定されました。

また、条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」と定義し、差別の解消に向けて次のことを定めています。

### ●不当な差別取扱いの禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、条件をつけることなどの行為が禁止されています。

### ●合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの対応や配慮をしてほしいという意思が伝えられた場合に、個別に調整をすることです。近くに困っている人がいたら、声をかけてください。

私たち一人ひとりが障がいを正しく理解し、障がい者差別のない町を目指しましょう。

▶問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎ 2 2 3 - 3 5 3 0)

# 私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 高齢者支援係  
(☎ 2 2 3 - 3 5 3 6)

## 助けあい・支えあいの地域づくりー地域支えあいマップー

### 「助けあい」の大切さ

「地域福祉」という言葉があります。あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、高齢や障がい、児童などの分野を超えて、地域に暮らす人みんなの福祉（しあわせ）を実現しようという考え方を表した言葉です。

具体的には、福祉における自助（自分で頑張る）、共助（負担をみんなで分けあうために年金や保険などの公的制度を作る）、公助（共助でも救えない人を公金を使って助ける）による取り組みだけでなく、自助と共助の間に、互助（困った時はお互い様の精神で助けあう）を加え、自助、互助、共助、公助がそれぞれの力を発揮することで、地域の福祉を高めようというものです。

たとえば、高齢で足腰が悪く、ごみステーションまでごみを出しに行くのが難しい人がいたとします。自助は難しいので共助の介護保険サービスのヘルパーを利用したいと思っても、朝早すぎて利用できないことがあります。そこで、公助での解決を考えますが、各個人宅まで収集車が回るのは、時間的にも費用的にも効率的ではなく大変です。

こうした、いわゆる「隙間の問題」に対応するためには、住民同士の助けあいのしくみが必要です。ごみ出しの手伝いなど、住民同士で小さな困りごとの解決のために助けあうことで、いつか自分が困りごとを抱える側になっても、安心して地域の中で暮らし続けられると思いませんか。

### 「地域支えあいマップ」作成に取り組んでみませんか

地域で助けあうといっても、誰がどんな困りごとを抱えているかという情報を地域全体で把握することは簡単ではありません。

そこで活躍するのが、「地域支えあいマップ」という取り組みです。

地域支えあいマップは、地域の中にどのような支援を必要とする人が住んでいるかなど、地域の皆さんがそれぞれ持ち寄った情報を地図上に落とし込み、地域の情報を共有するために作成します。

支援を必要とする人の情報を地図上で視覚化することで、助けあいの体制構築について具体的に話しあえるようになります。その中で、多くの人に共通する困りごと（地域課題）が見えてくれば、次のステップでは、地域課題の解決に向けた動きにもつながります。

現在、町内で8つの自治区がこの取り組みに参加しています。マップの作成にあたっては、芦屋町社会福祉協議会がサポートしますので、皆さんの地域でも地域支えあいマップ作成に取り組んでみませんか。

地域支えあいマップを作る過程で見えてくること

- 支援を必要とする人がどこに住んでいるのか
- どのような支援が必要なのか
- 誰が支援を行えるのか
- 地域の課題は何で、どうやって解決できるか など

▷地域支えあいマップに関する問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会 (☎ 2 2 2 - 2 8 6 6)

